

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ(第2号)

「国保加入者以外でサラリーマンの家族に扶養されていた方も
あらたに10月から保険料をお支払いいただきます。」

全ての高齢者の方々に保険料を公平にご負担いただくため、サラリーマンの家族に扶養されていた方にも、10月からは保険料をご負担いただきます。
新たな負担となりますので、来年3月までは9割軽減し、1割のご負担をいただきます。(今年度は、年額2,000円となります。)原則として年金からお支払いいただくこととなります。

あらためてご説明いたします。

① 新制度制定の背景

社会構造の変化

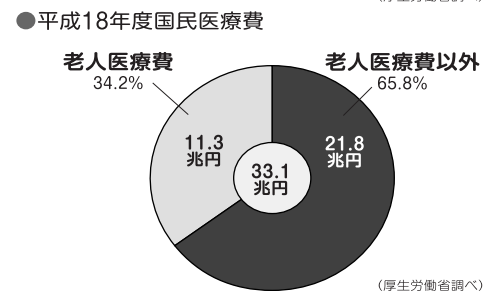
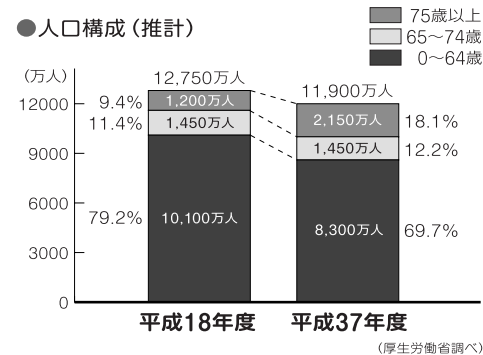
「高齢者人口の増加による老人医療費の増大」、「少子化による保険料を払う現役世代の減少」など、医療を取り巻く環境が大きく変化しています。このままでは国民皆保険を維持することが難しく、新しい医療制度の導入が必要となりました。

医療費の現状

国民の医療費約33.1兆円(平成18年度)のうち3割超が老人医療費です。
老人医療費は年々増加の一途をたどっています。

② 老人保健制度の問題点

これまでの老人保健制度では、高齢者の中にも、保険料を負担している方と負担していない方がいました。また高齢者の方や現役世代の方が払っている保険料が、高齢者の方々の医療費にどのように使われているのかが明確ではありませんでした。



③ 問題の解決のために

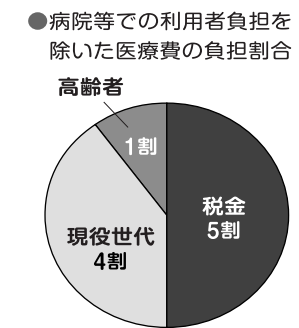
新制度をつくるために10年来の議論を繰り広げてきました。

- 平成 9年 / 政府与党で新制度の検討を開始
- 平成12年 / 新制度の検討を国会で決議
- 平成18年 / 長寿医療制度を制定

長寿医療制度では公平公正な負担を視点として、高齢者の医療費を「税金5割、現役世代4割、高齢者1割」

で支えるというわかりやすい仕組みに変えました。高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、現役世代も高齢者も納得して支えあう制度として導入されました。

※老人保健制度は平成19年度で廃止となりました。



改善策①

所得の低い方に対する 保険料軽減の特別対策を実施しています。

- ◎均等割は、特別対策により7割軽減を8.5割軽減にします。
- ◎所得割は、特別対策により所得の低い方(年金収入で153万円から211万円まで)について50%軽減します。

改善策②

年金からの引き落としに代えて 保険料の口座振替ができるようになりました。

- 下記の方は、お住まいの市町村に申し出ただければ、保険料を口座振替で納めることができます。
- ◎これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方 ➡ 本人の口座から
 - ◎年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者が、本人に替わって口座振替で支払ってくれる方 ➡ 世帯主や配偶者の口座から

詳しい内容については、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)